# 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令 （平成二十三年総務省令第八十四号）

#### 第一条（一般放送の業務の届出等）

有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送（同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。）の業務（同法第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行う届出は、有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）第一条及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十一条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百四十三条に規定する添付書類を含む。）に代えて、その届出書の様式を別記第１のとおりとすることができる。

##### ２

前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信法施行規則第一条及び第八条並びに放送法施行規則第二百十六条の規定にかかわらず、別記第１様式の届出書にその写し一通（届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数）を添えて、当該一般放送の業務区域（その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出するものとする。

#### 第二条（一般放送の業務の変更届出等）

有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送の業務を行い、又は行おうとする者が有線電気通信法第三条第三項及び放送法第百三十三条第二項の規定により行う届出（同時に行う場合に限る。）は、有線電気通信法施行規則第四条及び放送法施行規則第百四十四条の規定で定める様式（有線電気通信法施行規則第四条に規定する変更に係る事項を記載した書類及び放送法施行規則第百四十四条に規定する同令第百四十三条各号に掲げる書類を含む。）に代えて、その届出書を別記第２のとおりとすることができる。

##### ２

前条第二項の規定は、前項の規定により届出を行う場合に準用する。

#### 第三条（一般放送の業務の廃止届出等）

有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項の規定により一般放送の業務の届出をした者が有線電気通信法施行規則第五条及び放送法第百三十五条第一項の規定により行う届出（同時に行う場合に限る。）は、有線電気通信法施行規則第五条及び放送法施行規則第百四十六条第一項の規定で定める様式に代えて、その届出書を別記第３のとおりとすることができる。

##### ２

第一条第二項の規定は、前項の規定により届出を行う場合に準用する。

#### 第四条（電磁的方法により提出することができる書類等）

前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

##### ２

前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

# 附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

##### ２

次に掲げる省令は、廃止する。

###### 一

有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和二十八年郵政省令第五十五号）

###### 二

有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和四十八年郵政省令第四号）

# 附　則（平成二七年一二月一六日総務省令第一〇四号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年一一月一九日総務省令第一〇二号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。